

託送供給約款の認可について

高岡ガス株式会社

弊社は、本年7月29日に、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第18条第1項の規定に基づく託送供給約款の認可申請を中部経済産業局に行いました。

申請内容については、電力・ガス取引監視等委員会において審査され、12月8日に査定方針が示されるとともに、同査定方針に基づき速やかに補正申請を行うよう指示文書を受領しました。

弊社は、上記指示を受け12月22日に中部経済産業局に対し補正申請を行い、本日、託送供給約款の認可を受けました。

本約款は、ガス小売事業者が、弊社のガス導管設備を利用する際の料金等の供給条件を定めたものであり、来年4月1日から実施予定となります。

弊社は、今後もより一層の効率的な経営の推進に努めるとともに、クリーンエネルギーである天然ガスの安定供給ならびに普及促進、そして保安の確保によるお客さまへの安全・安心の充実とサービスの向上に対しまして積極的に取り組み、地域社会の皆さまの信頼に応えて参ります。

以上

<お問い合わせ先>
高岡ガス株式会社 滝口
フリーダイヤル : 0120-290-709